

- - - 目次 (案) - - -

前 文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 最高規範性
- 第3条 定義

第2章 基本理念

- 第4条 基本理念

第3章 基本原則

- 第5条 参画及び協働の原則
- 第6条 情報共有の原則
- 第7条 財政自治の原則

第4章 市民

- 第8条 市民の権利
- 第9条 市民の責務

第5章 議会

- 第10条 議会の役割
- 第11条 議会の責務
- 第12条 議員の責務

第6章 執行機関

- 第13条 市長の責務
- 第14条 市長を除く執行機関の責務
- 第15条 職員の責務

第7章 市民参画及び協働

- 第16条 市民活動団体
- 第17条 計画策定等における市民参画
- 第18条 市民参画の手続
- 第19条 市民参画の推進
- 第20条 協働の推進

第8章 情報の共有

- 第21条 情報の収集及び活用
- 第22条 情報公開等
- 第23条 個人情報保護
- 第24条 説明責任
- 第25条 意見、要望等への応答

第9章 住民投票

- 第26条 住民投票

第10章 総合計画

- 第27条 総合計画

第11章 危機管理

- 第28条 危機管理

第12章 他の機関との連携

- 第29条 他の機関との連携

第13章 推進及び見直し

- 第30条 条例の推進
- 第31条 条例の見直し

